

生活困窮者を支援する「第2のセーフティネット」

<第1のセーフティネット>

社会保険制度
労働保険制度

<第2のセーフティネット>

生活困窮者自立支援制度

<第3のセーフティネット>

生活保護制度

日本には、安心して働けるように「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」としてあります。また、万一のときにも最低限の暮らしは維持できるように「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」として整備されています。

しかし、近年の雇用状況の変化から、それだけでは安心した国民生活を支えられなくなってきており、生活保護に至る前に早期の支援を行う「第2のセーフティネット」として「生活困窮者自立支援制度」が構築されました。



自立相談支援事業

まずは、自立相談支援事業で本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じたさまざまな支援につなげていきます。

自立相談支援事業

- 生活に困っている人を早期に把握して、支援できるようにします。
- 総合相談窓口として、生活に困っている人への情報と支援のサービス拠点となります。
- さまざまな問題を複合的に抱えている人に、必要な支援を包括的・継続的に提供できるように対応します。
- 地域での支援ネットワークを強化するために、さまざまな社会資源に働きかけて、新たな地域づくりを進めます。



<専門の支援員が相談に応じます>

- 主任相談支援員・・・相談業務全般をマネジメントし、高度な相談支援、他の支援員への指導・育成などを行います。
- 相談支援員・・・相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。必要に応じて訪問支援も行います。
- 就労支援員・・・ハローワークや協力企業などと連携し、職業紹介、職業訓練、就労支援など就労に関する支援を行います。

相談から支援までの流れ

① まずは困りごとをお話してください

- 相談窓口に来所、または電話でご相談ください。来所が難しい場合は、支援員がご自宅を訪問します。
- 就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を広く支援員がうかがいます。
- 相談は無料で秘密は守られますので、安心してご相談ください。



② 相談内容から適切な対応方法を検討します

- 相談の内容によっては、適切な対応ができる他の専門機関につなげます。
- 他の専門機関につなげる場合も、支援員による連絡や同行などの支援を行います。



③ 生活の状況と課題を一緒に分析します

- 相談者本人の問題だけでなく、家庭など周囲の状況と課題を分析します。
- 相談者に寄り添いながら支援員は課題を把握して、解決のために必要な支援をさぐっていきます。



④ 自立するための支援プランをつくります

- 相談者の意思や希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように、一緒にプラン（自立支援計画）案をつくります。
- 作成したプラン案が適切かどうかを関係者と話し合い（支援調整会議）、最終的なプランを決定します。



⑤ プランにもとづいた支援が提供されます

- 決定したプランにもとづき、地域のさまざまな関係機関が連携して支援を提供します。
- 支援開始後も、支援員が定期的に状況を確認し、必要に応じてプランの調整や見直しを行います。また、問題解決後も一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。

